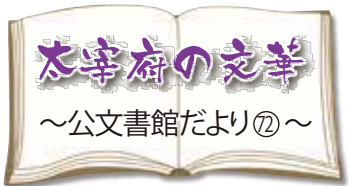


## 観世音寺文書の世界(2) ～大宰府兵馬所解案～

国立公文書館所蔵観世音寺文書の一通に、天延3年(975)11月24日の日付をもつ「大宰府兵馬所解案」と呼ばれるものがあります。これについては、ずいぶん前にこのコーナーで紹介したことがあります。以降の研究もふまえていま一度考えてみましょう。

時の大宰大式藤原国章は、もともと兵馬所が所有していた秣田(馬の飼料である秣を準備するための田地)を、観世音寺安置の諸仏に対する常灯分料田(仏前に常に灯しておく火のために用いる田地)として施入(社寺に物や田地を寄進すること)しました。この文書は、兵馬所がその施入を了承したことを記しています。その後、兵馬所と観世音寺の間で、これらの田地をめぐるしばしば領有権争いが起っており、この文書はその起点を示すものとして重要ですが、それ以外にも貴重な情報が含まれています。

ひとつは、この文書が「○条○防(坊に通じる)」という、いわゆる大宰府における条坊記載の初見史料であることです。条坊というのは、藤原京、平城京、平安京といった都城にみられる、碁盤の目状の街区割のことで、南北を条、東西を坊と呼んで、○条○坊という表記で街区の位置を示



したものです。大宰府における条坊制の存否については、さまざまな議論がありましたが、近年、西鉄二日市操車場跡地における発掘調査など、最新の成果をふまえて、井上信正氏が条坊復元案を提示されており、これが広く認知されるようになりました。

いまひとつは、兵馬所に属する官人の構成が知られることです。兵馬所は、大宰府機構のなかに存在した諸司・諸所(大宰府の職務を分掌して行う部署)のひとつです。大宰府にはこうした部署が最大で25ほど存在したのではないかと思われます。この文書によると、兵馬所には、別当として大宰少監が任じられ、その下に勾当―執当―官人代という三等官制がしかれていたことがうかがえます。こうした諸司・諸所がどんな運営体制であったかを知ることができるのは、大宰府における実際の政務を考えるうえできわめて有用です。

残された史料が少ないといわれる日本古代史のなかでは、このように一通の古文書を注意深く読みこむことで、そこからさまざまな情報を引き出すことが必要とされています。